

令和 7 年度第 2 回小金井市児童館運営審議会

日時：令和 7 年 1 2 月 1 8 日（木）午前 1 0 時～

場所：小金井市役所西庁舎 2 階 第五会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 審議会の運営方法等について
- (2) 会長及び会長職務代理者の選出
- (3) 児童館事業について
- (4) 児童館のあり方検討について
- (5) その他

3 閉会

【配布資料】

- ・小金井市児童館運営審議会委員名簿（資料 1）
- ・小金井市児童館運営審議会の運営方法等について（案）（資料 2）
- ・小金井市児童館条例（資料 3）
- ・児童館運営基本方針及び令和 7 年度事業計画（資料 4）
- ・令和 6 年度児童館利用状況等（事務報告書等抜粋）（資料 5）
- ・児童館の利用に関するアンケート（中学生・高校生対象）結果（資料 6）

（参考資料）

- ・児童館の利用に関するアンケート（中学生・高校生対象）
- ・児童館ガイドライン改正に伴う検討事項（参考資料 2）

（参考配布）

- ・令和 7 年度小金井市じどうかんガイド

児童館運営審議会委員名簿

資料 1

令和 7 年 1 2 月 1 日現在

氏名	選出区分	備考
堀井 鈴代	小金井市児童委員	民生委員・児童委員協議会
村澤 トキイ		
小柳 政憲	小金井市立学校教職員	市立小中学校長会 (前原小学校長)
門脇 利種		市立小中学校長会 (小金井第一中学校長)
荻上 健太郎	学識経験者	東京学芸大学
石井 まさ代		児童館ボランティアスタッフ経験者
飯島 知子		子供会育成連合会
齊藤 絵理子	市民	公募市民
新井 利夫		
山下 佳穂		

小金井市児童館運営審議会の運営方法等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民参加条例施行規則第 5 条及び第 6 条において、以下のとおり規定されている。

（会議録作成の基本方針）

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第 6 条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

本審議会における会議録の作成方法については、_____とする。

- (2) 会議録は、各委員において、内容を確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎 6 階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。その件については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」の取扱い

- (1) 本審議会における検討内容等に対し、「意見・提案シート」の提出があった場合は、正式資料として公開の対象とする。
- (2) 無記名で提出されたものについては、参考資料として委員のみに配布する。
- (3) 公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合は配布せず、内容の一部がそのような内容の場合は、該当部分を黒塗りにして配布する。

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第2条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第3条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。

- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、飲食について会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないこと。
- (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないこと。ただし、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

意見・提案シート

◆小金井市児童館運営審議会の検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、児童青少年課にご提出ください。提出いただいたものは、後日審議会委員に配布します。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

提出日 年 月 日

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。

氏 名

※公序良俗に反する内容や個人情報に関する
内容等の場合、配布しません。

(送付先)

小金井市子ども家庭部児童青少年課

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9847

FAX : 042-383-6577 E-mail : s050699@koganei-shi.jp

小金井市児童館条例

昭和41年3月31日条例第1号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の規定に基づき、児童に健全な遊びを与え、健康な身体の育成と豊かな情操を養うとともに児童福祉の向上のため、児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小金井市本町児童館	東京都小金井市本町五丁目4番25号
小金井市東児童館	東京都小金井市東町四丁目25番7号
小金井市貫井南児童館	東京都小金井市貫井南町四丁目3番23号
小金井市緑児童館	東京都小金井市緑町四丁目18番25号

(施設)

第3条 児童館には、次の施設を設ける。

- (1) 集会室
- (2) 遊戯室
- (3) 図書室
- (4) その他の附帯施設

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週日曜日（ただし、こどもの日に当たるときは除く。）
- (2) 削除
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、こどもの日は除く。）
- (4) 5月6日
- (5) 1月2日から同月4日まで
- (6) 12月28日から同月31日まで
- (7) 5月5日又は同月6日が日曜日に当たるときは、同月7日
- (8) 館内整理日（毎月末日）

(利用時間)

第5条 児童館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(施設の利用)

第6条 児童館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市に居住する18歳未満の児童
- (2) 児童関係の指導者
- (3) 市長が特に認めたもの

(利用の手続)

第7条 児童館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(設備の変更及び目的外利用の禁止)

第8条 利用者は、児童館に特別の設備をしたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 児童館及びその敷地内では、入場者等を対象とする物品の販売行為をしてはならない。

3 利用の許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(利用の不承認)

第9条 市長は、児童館を利用しようとする者が、次の各号の一に該当するときは利用を許可しない。

(1) 秩序、風俗をみだすおそれがあると認めたとき。

(2) 建物又は附属物をき損するおそれがあると認めたとき。

(3) 管理上支障があると認めたとき。

(4) 前3号のほか、市長が必要と認めたとき。

(利用許可の取消し)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用の目的に違反したとき。

(2) この条例又は市長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により児童館の利用ができなくなったとき。

(4) 公益上その他特に必要な事態が生じたとき。

2 前項に基づき、利用者が被害を受けることがあっても市はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用を停止され、又は利用許可を取り消されたときもまた同じとする。

(運営審議会の設置)

第12条 児童館の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じ答申し、又は必要あるときは市長に建議するため、小金井市児童館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置する。

(委員の定数)

第13条 運営審議会の委員の定数は、10人以内とする。

(委員の委嘱等)

第14条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 小金井市児童委員 2人以内

(2) 小金井市立学校教職員 2人以内

(3) 学識経験者 3人以内

(4) 市民 3人以内

2 前項第4号の委員は、公募によるものとする。

(委員の任期等)

第15条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱を受けたときの要件を欠くに至ったときは、その委員の資格を失うものとする。
(会長の職務)

第16条 運営審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第17条 運営審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職員)

第18条 児童館に業務の運営に必要な職員を置く。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

小金井市児童館運営基本方針

平成19年4月1日制定
平成31年4月1日一部改定
令和3年4月1日一部改定
令和6年4月1日一部改定
令和7年4月1日一部改定

小金井市の児童館は、乳幼児と保護者への支援から、中・高校生世代への居場所作りまで、様々な施策を行っています。

児童館は、「のびゆくこどもプラン 小金井」（令和7年3月策定）、「小金井市子どもの権利に関する条例」、「児童館ガイドライン」（令和7年4月こども家庭庁改正）に則し、子ども一人ひとりが安全な環境の中で遊びを通して仲間との関わりの中で健全に育つこと、また同じ願いを持つ地域の人たちとも協働しながら、地域の子育て、子育て、健全育成の拠点となることを目的として、以下を柱として児童館運営基本方針とします。

1 乳幼児の保護者に対しての施策の充実

- (1) 「行きたいときに気軽に行ける場を」という強い要望に応え、乳幼児と保護者の居場所としての子育てひろば事業を充実させていく。
- (2) 子育てに関する相談や幅広い対応のため、他機関の協力も得ながら、専門家による相談事業や講習会を行っていく。
- (3) 保護者の主体的な活動を支援し、地域に子育ての輪を広げるために、幼児グループの活動を充実させていく。

2 小学生に対する事業の充実

- (1) 小学生、特に高学年の下校時間、来館時間に合わせた開館時間延長の試行を継続していく。
- (2) 子どもの自主性・創造性を育むために、異年齢同士の協力関係を作るために、小学生のグループ活動を各児童館の独自性を打ち出しながら行っていく。
- (3) 小学生の活動は、子どもの意見を取り入れながら、工作・料理・アウトドア活動など幅広く展開していく。
- (4) 文化・芸術・アウトドア（野外）等、幅広く魅力ある企画を実施するために、地域の人材やボランティアの協力を得る。
- (5) 小学生に対して創作、体力増進、異年齢集団での仲間作り等を主旨とした事業を行っていく。

- (6) 合同事業について、四館協力して実施していく。

3 居場所作りを中心とした、中・高校生世代に対しての施策の充実

- (1) 中・高校生世代の居場所作りを基本とした夜間開館事業を含めて拡充していく。その中で、施設面を活かしながら、その世代の趣向に応じた事業も開拓していく。
- (2) 中・高校生世代を地域の重要な人材として捉え、日常的なボランティアとしての育成とともに、自主的な活動や社会参画を支援する。

4 相談事業及び子どもの問題に対しての地域や関係機関との連携した取組

- (1) 子ども・保護者からの相談に対応できるよう相談事業に力を入れて行く。
- (2) 来館する子ども一人一人に日常的に目を向けて、子どもと信頼関係を築き、子どもまたは保護者とともに問題の解決を図っていく。
- (3) 虐待等の問題に対応するために、こども家庭センターを中心とした市のネットワークの中で他機関と連携していく。
- (4) 地域の人材をボランティア又は講師として活用して幅広い事業を展開し、職員はコーディネーターとして、子どもとの橋渡しを行う。
- (5) 青少年健全育成地区委員会、学校、子供会、民生・児童委員等と今後も関係を強めていく。
- (6) 子育て支援や子どもの権利を尊重、保障を目的に活動する地域組織と協働する事業に取り組む。
- (7) 施設運営に際し、利用者及び地域の人たちからの意見、要望を取り入れ、また理解を得られるように、話し合う機会を設ける。

5 子どもや利用者の安全を守るための取組

- (1) 児童館施設安全管理及び緊急対応マニュアルを規範として、日常的に危機管理意識を持ち、防災、事故の抑制、不審者の対策にあたる。
- (2) 利用者や児童の参加による、災害・不審者に対応した訓練を実施する。
- (3) 地域の安全という視点で、防災や不審者対策については、必要に応じて地域団体等と連携していく。

令和 7 年度 小金井市児童館事業計画

小金井市児童館運営基本方針に基づき、以下のとおり令和 7 年度事業計画を策定し、各児童館（本町・東・貫井南・緑）及び全館合同で、様々な事業を行います。

1 乳幼児（未就学児）と保護者に対する事業

(1) 子育てひろば事業（0 歳から 2 歳）

- ①地域の乳幼児と保護者の居場所の確保及び交流を図るため「子育てひろば事業」を実施する。
- ②子育てひろばは、保護者と子どもが集えるフリースペースとし、職員及び見守り職員を配置し、親子それぞれの交流を促す。
- ③定期的に季節・伝承・読み聞かせ等を取り入れた、親子で楽しめる行事を行う。
- ④定期的に子育てに役立つ、健康・食育・安全等、多岐にわたる内容の講座や相談会を市の機関や地域のボランティア等の協力を得ながら行う。
- ⑤父親や家族での参加や交流を促進していく。

(2) 幼児グループ（1 歳児以上）

- ①年間を通した親子の交流と子どもの集団活動の場として、子どもの年齢（世代）別に実施する。
- ②参加募集を 4 月とし 1 年間を通しての活動とする。
- ③基本的な活動の進め方は、保護者の意見や主体性を重視し、職員はそれをサポートする。

(3) その他事業

- ①主に幼稚園児世代（3 歳児から 6 歳児）を対象とし、親子での工作や料理等を中心とした行事を定期的に行う。
- ②保護者の自主的な活動に対して、場所の確保等できる限りの支援を行う。

2 小学生に対する事業

(1) 地域の異年齢の子どもたちの安全な遊び場としての、環境や遊具の整備に努める。

(2) 来館する子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築するように努める。

(3) 年間のすべての開館時間を条例に定める時間を午後 5 時から延長する。

→各児童館の開館延長時間

①対象を原則 4 年生以上とする。

② 3 年生以下については、保護者からの事前希望があった場合のみ可とする。
その場合は帰宅を保護者の迎えを原則とする

(4) 異年齢の交流事業として、工作・料理・レクリエーションを中心としたグループ活動を、下記の通り原則週 1 回ずつ行う。

①低学年グループ（1 年生～ 3 年生）

②高学年グループ（4 年生～ 6 年生）

(5) 年間を通して、創作・食育・鑑賞・伝承・体力増進等、多岐にわたる様々

な事業を行う。

- (6) 年間を通して、自然と触れ合うことや環境保護の意識を持たせることを目的に、地域の自然を中心とした場所で野外事業を行う。
- (7) 子どもたちの主体的な参加、意見表明を運営に反映させ、それを主旨とした事業を行う。

3 中・高校生世代に対しての施策

- (1) 中・高校生世代の地域の居場所となるように、環境や遊具の整備に努める。
- (2) 来館する子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築するように努める。
- (3) 中・高校生世代だけを対象とした、事業を通常の開館時間外も含め定期的に行う。
- (4) 子どもたちが児童館でボランティアを行える場を確保提供する。またボランティアとしての意見は事業に反映できるようにする。
- (5) 子どもたちの意見や要望を反映させた、創作・食育・スポーツ・アウトドア等、様々な事業や講座等を定期的に行う。

4 相談事業

- (1) 地域子育て相談機関として、保護者又は子どもたち直接からの相談に対しては、日常的に対応できるようにする。
- (2) 配慮の必要な子どもについて、問題の解決の助けになれるように、保護者への支援を中心に、必要に応じて他の機関と連携していく。
- (3) 保護者からの子育てに関する相談に対しては、必要に応じて適切な施設や機関の紹介を行う。

5 地域連携等その他

- (1) 市全体での子育てひろば事業、要保護児童対策地域協議会等の位置づけから、市こども家庭センターと連携協力する。
- (2) 関係行政施設（学校・保育園等）、地域子ども関係団体（主任児童委員・青少年健全育成地区委員会・市子供会連合会等）とは、子どもの安全や事業の中で必要に応じて連携していく。
- (3) 様々な事業において、地域連携や専門性の導入といった趣旨のもと、地域の団体や個人、大学サークル等から、講師・ボランティアを招き、幅広い事業が行えるようにする。また職員は子どもたちとの関係が円滑にいくようにコーディネートに努める。
- (4) 児童館の利用者（保護者）や地域で子どもと関わる団体や個人と、懇談会を定期的に行い、児童館事業への理解を深めてもらうことや、地域の子どもの様子や安全対策について情報交換・共有することに努める。
- (5) 地域の関係団体と協働した事業に取り組む。
- (6) 施設全体や子どもたちに対しての安全への取組として、定期的な自衛消防訓練、不審者対応訓練を来館者参加の中で行う。
- (7) 職員の資質向上のため、定期的に研修会を行う。

令和7年度 小金井市児童館四館合同事業計画

小金井市児童館運営基本方針（令和7年4月1日一部改定）に基づき、以下のとおり、令和7年度の合同事業を実施する。

1 乳幼児と保護者に対する事業

- (1) こども家庭センターを中心とした市の子育てひろば事業の各課連携のメンバーとして、学童保育所及び他課と協力し、子育て連絡会に参加する。
- (2) 各児童館での子育てひろば事業における、利用者からのニーズの反映と幅広い広報の充実を図るために、定期的に担当者会議を行う。

2 小学生から中・高校生世代までを対象とする事業

- (1) 野外体験や地域の環境保全への理解を生む場として、都立武蔵野公園内を占有して移動児童館事業（通称・移動児童館わんぱく号）を年間10回実施する（担当館は本町、緑とする）。
- (2) 夏休みに都立武蔵野公園内を占有して、野外での廃材での小屋作り、泥んこ合戦、屋外宿泊等、非日常的な野外体験の場として「わんぱく団」を行う（8月後半での6日間）。
- (3) 子どもたちの意見表明や準備から実施までを主体的に関わらせることを目的とし、各児童館で6月より「子ども会議」を行い、それを基に市内の学校体育館規模の場所で、大きなイベント「児童館フェスティバル」を行う（11月）。

3 中・高校生世代を対象とする事業

- (1) 中学生以上を、小学生を対象とした合同事業でのボランティアとして受け入れる。またその事業には彼らの意見を活かすように努める（わんぱく団 8月 児童館フェスティバル 11月）。
- (2) 市内の中・高校生世代の交流を目的としたイベントを行う（野外交流イベント 5月 スポーツ大会 12月）。

4 その他

- (1) 市の子どもの権利に関する条例に則した取り組みとして、市民団体の主催で開催される「キッズカーニバル」に協働の位置づけで参加する（6月）。
- (2) わかりやすい広報を目指し、各児童館の毎月の事業を、「各月のたより」（市内小・中学校等に配布又は掲示依頼）、「市のホームページ」に掲載する。又、市の動画配信の規則に則り、XやYouTube等のSNSを使用した児童館の情報発信を行う。
- (3) 職員研修会を行う（時期未定）。

令和 7 年度 本町児童館事業計画

小金井市児童館運営基本方針（令和 7 年 4 月 1 日一部改定）、令和 7 年度小金井市児童館事業計画に基づき、以下のとおり令和 7 年度本町児童館事業計画を策定します。

1 乳幼児（未就学児）と保護者に対する事業

- (1) ボランティア等の協力を得ながら、地域の乳幼児と保護者が交流を図るために「子育てひろば事業」（名称 ぽかぽかひろば）を行う。
 - ① 月曜日 0 ～ 2 歳児交流会
 - ② 水曜日 1 歳児交流会
 - ③ 金曜日 0 歳児交流会いずれも午前 10 時から午後 2 時まで
- (2) 父親及び家族同士の地域交流の場として、月 1 回の土曜日に「パパとあそぼう」を行う（午前 10 時から午後 1 時まで）。
- (3) ぽかぽかひろば、パパとあそぼうともに、フリースペースを基本とした上で、下記のとおり季節・伝承などを取り入れた親子で楽しめる行事を行う。
 - ① 季節伝承行事
七夕のつどい（7 月）、ハロウィン（10 月）、クリスマス会（12 月）、節分（2 月）、ひな祭り（3 月）等
 - ② 親子でのコミュニケーション行事
季節のベビーフォトアート及び手形足形アート（各毎月 1 回程度）
 - ③ 地域のボランティア又は他の関係機関等の協力を得ながら、食育・図書・レクリエーション等の講座を行う。離乳食又は食育講習会（年 2 ～ 3 回）、健康相談会（年 1 ～ 2 回）、誕生日会（毎月）、ベビータッチセラピー（毎月）、パネルシアター等（年 1 回）等
- (4) 親子の交流と子どもの集団活動の場を保護者の意見や主体性を反映させる幼児グループを 1 年間通して行う。
 - ① 1 歳児グループ（令和 5 年 4 月 2 日から令和 6 年 4 月 1 日生まれの子ども対象）
8 月を除く毎週火曜日 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
 - ② 2 歳児グループ（令和 7 年 4 月 2 日時点で 2 歳以上の子ども対象）
8 月を除く毎週木曜日 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
 - ③ 地域のボランティア及び農生産者の協力を得て親子の交流のため、芋ほり等を行う。
- (5) 幼稚園児世代（3 歳児から 6 歳児）を対象とした保護者同伴での工作・食育の事業を行う。
本町工作道場 隔月 1 回

2 小学生に対する事業

- (1) 小学生を対象とした通年での開館時間の延長を行う。

- ① 小学校 4 年生以上 午後 5 時 3 0 分まで
- ② 小学校 3 年生以下 保護者の事前申し込み（当日も可）のみ同上
- (2) 小学生の異年齢での交流を目的として、工作・料理・レクリエーション等の内容で、グループ活動を 8 月を除く通年で行う。
 - ① 低学年グループ（通称 火曜日クラブ 小学校 1 年生～ 3 年生対象）
毎週火曜日 午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（5 月から）
 - ② 高学年グループ（通称 水曜日クラブ 小学校 4 年生以上）
毎週水曜日 午後 3 時 1 5 分から午後 4 時 3 0 分まで
- (3) 地域のボランティア等の協力を得ながら、又子どもたちの意見をもとに工作・食育等の事業を定例的又は季節ごとに行う。
 - ① 工作 本町工作道場（年 6 回）
 - ② 食育 本町アートファクトリー（年 6 回）
 - ③ 遊び 本町卓球教室（月 1 回）、本町ゲームショウ（年 4 回）、スポーツの日（年 4 回）、ボードゲームの日（年 4 回）
 - ④ その他 ビック・ブック（年 4 回）、本町ダンス・ラボ（年 3 回）、本町マンガ・ラボ（年 2 回程度）本町アート・ラボ（年 1 回）、本町おもちゃ病院（8 月を除く毎月 1 回）、他未定
- (4) 夏休みの前半にグループワークでの創作活動や宿泊を基本とした「夏期クラブ」を 5 日間行う（7 月）。
- (5) アウトドア体験等を中心とした野外事業（遠足・サイクリング等）を季節に合わせ年数回行う。

3 中・高校生世代に対しての施策

- (1) 中・高校生世代のための居場所を基本とした、夜間開館「本町キャラバン」を、学期に 1 回行う。
- (2) 子どもたちの意見を聞きながら夜間開館事業の内容を決める（調理・会食・クリスマス会等）
- (3) 中・高校生世代を地域のボランティアとして、夏期クラブや子育てひろば事業等、多くの事業で受け入れる。また夏期クラブについては、事前に彼らの意見を聞く場を設ける。

4 相談事業、地域連携事業

- (1) 地域子育て相談機関として、保護者や子どもたちからの相談に対応する。
- (2) 地域の子どもたちに関する情報交換のための利用者懇談会を年 1 回行う。
- (3) 児童館で活動する、小学生から中・高校生世代までの利用者やボランティア、地域団体と共同して、年度末に子ども縁日を行う。
ホンチュー☆フェスティバル 3 月
- (4) 青少年健全育成中央・西部各地区委員会が主催する事業への援助要請に対しては、可能な限り協力する。

令和 7 年度 東児童館事業計画

小金井市児童館運営基本方針（令和 7 年 4 月 1 日一部改訂）、令和 7 年度小金井市児童館事業計画に基づき、以下のとおり令和 7 年度東児童館事業計画を策定します。

1 乳幼児（未就学児）と保護者に対する事業

- (1) 月曜日から土曜日の午前 9 時 30 分から午後 4 時まで、地域の乳幼児と保護者が交流を図るために「子育てひろば事業」（名称 子育てひろば ぱおぱお）を行う。
- (2) 父親及び家族同士の交流の場として、月 1 回の土曜日に「おとうさんもいっしょ」を行う（午前 10 時 30 分から正午まで）。
- (3) 子育てひろばは、フリースペースを基本とした上で、下記のとおり親子で楽しめる行事を、ボランティアや自主グループの協力を得ながら行う。

①毎月の定例行事

誕生日会、手遊び（8 月を除く）、おはなし会（8 月を除く）、リズム遊び（4 月、8 月を除く）

②健康・食育・手芸等の講座

離乳食講座（年 3 回）、名札講習会（年 3 回）、ぱおぱおミニ講座（年 3 回）、乳幼児のための救急法（年 1 回）等

③その他の行事

水遊び（7 月、8 月）、焼き芋（11 月）、クリスマス会（12 月）、リサイクル（年 4 回）、はじめての「ぱおぱお」（不定期）等

- (4) 親子の交流と子どもの集団活動の場として、保護者の意見や主体性を反映させる幼児グループを 1 年間通して行う。

①1 歳児グループ（令和 5 年 4 月 2 日から令和 6 年 4 月 1 日生まれの子ども対象）

8 月を除く隔週火曜日 午前 10 時から午前 11 時

②2 歳児グループ（令和 7 年 4 月 2 日時点で 2 歳以上の子ども対象）

8 月を除く毎週木曜日 午前 10 時から午前 11 時 30 分

③地域のボランティア及び農生産者の協力を得て、親子の交流のための講座や野菜収穫体験を行う。

- (5) 幼稚園児世代（3 歳児から 6 歳児）を対象とした保護者同伴での工作・食育の事業や部屋開放を行う。

おいでよ！3・4・5・6 年 10 日程度、わくわくキッズ 年 4 回、等

2 小学生に対する事業

- (1) 小学生を対象として通年で開館時間の延長を行う。

①小学校 4 年生以上 午後 6 時まで

②小学校 3 年生以下 保護者の事前申し込み（当日も可）のみ同上

- (2) 小学生の異年齢交流を目的として、工作・料理・レクリエーション等の内容で、グループ活動を8月を除く通年で行う。

①低学年グループ（通称 火曜クラブ・金曜クラブ、小学校1年生から3年生対象）

毎週火曜日・金曜日 午後3時45分から午後4時45分まで（5月開始）

②高学年グループ（通称 水曜クラブ、小学校4年生以上）

毎週水曜日 午後3時45分から午後5時まで

- (3) 地域のボランティア等の協力を得ながら、子どもたちの意見をもとに工作・食育等の事業を定例的または季節に合わせて行う。

①工作 ひがじクラフト道場（年6回程度）

②食育 料理をしよう（グループ活動に参加していない子対象、年2回）

③遊び ひがじ卓球教室（年4回程度）、けん玉教室（年4回）、マンガイラスト教室（年6回）、おばけ屋敷（6月）、ハロウィンパーティー（10月）等

④その他 新一年生歓迎会（4月）、あかちゃんと遊ぼう（年1回）、やってみよう！焼き芋体験（11月）、東町おもちゃ病院（8月、1月を除く毎月1回）、等

- (4) 夏休みの前半にグループワークでの創作活動や宿泊を基本とした「夏期クラブ」を5日間行う（7月か8月）。

- (5) アウトドア体験等の館外事業（遠足・ハイキング等）を行う（年3回）。

3 中・高校生世代に対する事業

- (1) 中・高校生世代のための居場所作りを基本とした、午後8時までの夜間開館「ぷれいす HIGAJI」を、毎週水曜日に行う。

- (2) 夜間開館の中で、子どもたちの意見を聞き、地域のボランティアの協力も得ながら行事を行う（調理・会食・書道等）。

- (3) 中・高校生世代を地域のボランティアとして、夏期クラブなどの小学生対象事業で受け入れる。また夏期クラブについては、事前に意見交換の場を設ける。

- (4) 中・高校生世代の親睦を深めるために、自ら企画、実施する館外行事や宿泊行事を行う（それぞれ年2回）。

- (5) 中・高校生世代と乳幼児の交流事業を、子育てひろばと連携し行う（年1回程度）。

4 相談事業、地域連携事業

- (1) 地域子育て相談機関として、保護者や子どもたちからの相談に対応する。

- (2) 専門相談として、臨床心理士による「子育て相談」・「思春期相談」を毎月1回（3枠）行う。

- (3) 施設の運営、事業等に関する意見を集約する機会として、利用者懇談会を行う。

- (4) 児童館利用者を中心に運営会議を実施し、地域の子どもたちに関する情報交換や事業の充実のための話し合いを行う（年3回）。

- (5) 児童館で活動する、小学生から中・高校生世代までの利用者やボランティアが出店する子ども縁日を行う。（3月）

(6) 青少年健全育成東部地区が主催する事業に協力する。

5 その他

東小学校避難所運営協議会委員として、協議会や防災訓練に参加する（時期未定）。

令和 7 年度 貫井南児童館事業計画

小金井市児童館運営基本方針（令和 7 年 4 月 1 日一部改定）、令和 7 年度小金井市児童館事業計画に基づき、以下のとおり令和 7 年度事業計画を策定します。

1 乳幼児（未就学児）と保護者に対する事業

- (1) ボランティア等の協力を得ながら、地域の乳幼児と保護者が交流を図るために「子育てひろば事業」（名称 めくめくひろば）を行う。
 - ①月・金曜日 0 歳児以上（概ね 2 歳児まで）交流会
 - ②木 0 歳児交流会
いずれも午前 10 時から午後 1 時まで
- (2) 父親及び家族同士の地域交流の場として、月 1 回の土曜日に「ヌクイファミリーデー」を行う（午前 10 時から正午まで）。
- (3) めくめくひろば、ヌクイファミリーデーともに、フリースペースを基本とした上で、下記のとおり季節・伝承などを取り入れた親子で楽しめる行事を行う。
 - ①季節伝承行事
七夕のつどい（7 月）、月見（9 月）、ハロウィン（10 月）、クリスマス会（12 月）、節分（2 月）、ひな祭り（3 月）、等
 - ②親子でのコミュニケーション行事
季節の寝相アート及び手形足形アート（各毎月 1 回程度）
 - ③地域のボランティア又は他の関係機関等の協力を得ながら、食育・図書・レクリエーション等の講座を行う。
離乳食又は食育講習会（年 2～3 回）、健康相談会（年 1～2 回）、誕生日会とお話し会（毎月）、ベビーマッサージ（年 1～2 回）、パネルシアター鑑賞会（年 1 回）、応急救護講習会（年 1 回）、等
- (4) 親子の交流と子どもの集団活動の場を保護者の意見や主体性を反映させる幼児グループを 1 年間通して行う。
 - ① 1 歳児グループ（令和 5 年 4 月 2 日から令和 6 年 4 月 1 日生まれの子ども対象）
8 月を除く毎週水曜日 午前 10 時から午前 11 時 30 分
 - ② 2 歳児グループ（令和 7 年 4 月 1 日時点で 2 歳以上の子ども対象）
8 月を除く毎週火曜日 午前 10 時から午前 11 時 30 分
 - ③地域のボランティア及び農生産者の協力を得て、親子の交流のための講座や芋ほり等を行う。
- (3) 幼稚園児世代（3 歳児から 6 歳児）を対象とした保護者同伴での工作・食育の事業を行う。
あそぼうキッズ 毎月 1 回

2 小学生に対する事業

- (1) 小学生を対象とした通年での開館時間の延長を行う。
 - ①小学校 4 年生以上 午後 5 時 30 分まで

- ② 小学校 3 年生以下 保護者の事前申し込み（当日も可）のみ同上
- (2) 小学生の異年齢での交流を目的として、工作・料理・レクリエーション等の内容で、グループ活動を通年で行う。
 - ① 低学年グループ（通称 火曜クラブ 小学校 1 年生～3 年生対象）
毎週火曜日 午後 4 時から午後 5 時まで（5 月から）
 - ② 高学年グループ（通称 水曜クラブ 小学校 4 年生以上）
毎週水曜日 午後 3 時 30 分から午後 5 時まで
- (3) 地域のボランティア等の協力を得ながら、又子どもたちの意見をもとに工作・食育等の事業を定例的又は季節ごとに行う。
 - ① 工作 つくろうデー（低学年グループに入っていない子 月 1 回程度）
 - ② 食育 エプロンキッズ（月 1 回程度 エコクッキングを年 1 回含む）
 - ③ 遊び 将棋に挑戦（月 1 回程度）、ヌクイタイム（月 1 回）、ゴーストハンティング（ハロウィン企画 10 月）
 - ④ その他 おはなしの玉手箱（5 月）、ぬくりすます（おはなしや人形劇 12 月）、貫井南町おもちゃ病院（8 月を除く毎月 1 回）、天体観測会（1 回時期未定）、他未定
- (4) 夏休みの前半にグループワークでの創作活動や宿泊を基本とした「夏期クラブ」を 6 日間行う（7 月か 8 月）。
- (5) アウトドア体験等を中心とした野外事業（遠足・サイクリング等）を季節に合わせ年数回行う。

3 中・高校生世代に対しての施策

- (1) 中・高校生世代のための居場所を基本とした、午後 8 時までの夜間開館「スペース@ヌクイ」を、毎週金曜日に行う。
- (2) 夜間開館の中で、子どもたちの意見を聞き、地域のボランティアにも協力を仰ぎながら毎月事業を行う（調理・会食・陶芸・手芸・クリスマス会等）
- (3) 中・高校生世代を地域のボランティアとして、夏期クラブや子育てひろば事業等、多くの事業で受け入れる。また夏期クラブについては、夜間開館の中で、事前に彼らの意見を聞く場を設ける。
- (4) 中・高校生世代の親睦をさらに深めるために、「中・高校生合宿」を行う（3 月、その他検討中）
- (5) バンドスタジオを中・高校生世代の音楽活動の場として整備する（グループ、個人の登録制）。また登録バンドの市民文化祭（10 月予定）への出演を後押しする。
- (6) 音楽活動も含め、趣味や自主的な活動を支援し、その発表の機会を作る（時期未定）。

4 相談事業、地域連携事業

- (1) 地域子育て相談機関として、保護者や子どもたちからの相談に対応する。
- (2) 地域の子どもたちに関する情報交換のための地域懇談会を、近隣の小金井第四小学校・前原小学校・南中学校の地域コーディネーター、地域の寄り合い所「また明日」、利用者（保護者）と年 2 回（7 月、1 月）行う。
- (3) 地域寄り合い所「また明日」と農作物の栽培・収穫・調理を基本とした食

育事業を共同で行う（時期未定）。

- (4) 児童館で活動する、小学生から中・高校生世代までの利用者とボランティアと地域団体と共同して、年度末に子ども縁日を行う。

ヌクイ祭り 3月

- (5) 青少年健全育成中部・南部各委員会が主催する事業への援助要請に対しては、できる範囲で協力する。

5 その他

地域防災会の主催する防災訓練に、建物主幹の公民館貫井南分館を通じて参加する（時期未定）。

令和 7 年度 緑児童館事業計画

小金井市児童館運営基本方針（令和 7 年 4 月 1 日一部改定）、令和 7 年度小金井市児童館事業計画に基づき、以下のとおり令和 7 年度事業計画を策定します。

1 乳幼児（未就学児）と保護者に対する事業

- (1) 地域の乳幼児と保護者の居場所作りを中心とした「子育てひろば事業」を、以下のとおり行う。なお、子育てひろば事業の事業名は「ほのぼのサロン」とする。
 - ①活動室のフリースペース化
学校休業日以外の毎週月曜日から土曜日までの午前 10 時から午後 3 時まで（土曜日は午後 1 時まで）、乳幼児と保護者の優先室とする。
 - ②ひよこ（0 歳児）
毎週木曜日に行う、0 歳児と保護者の交流の場
 - ③あそぼうよ（1 歳児以上）
毎週水曜日に行う、1 歳児と保護者の交流の場
- (2) ほのぼのサロンではフリースペースを基本とした上で、下記のとおり季節・伝承などを取り入れた親子で楽しめる行事を行う。
 - ①季節伝承行事
七夕のつどい（7 月）、クリスマス会（12 月）、節分（2 月）、等
 - ②親子でのコミュニケーション行事
季節の寝相アート（毎月 2 回程度）
- (3) 地域のボランティア又は他の関係機関等の協力を得ながら、健康相談会、食育・レクリエーション等の講座を行う。
離乳食又は食育講習会（年 2～3 回）、健康相談会（年 1～2 回）、誕生日会とお話し会（毎月）、ベビーマッサージ又はベビーサイン（年 2～3 回）、パネルシアター鑑賞会（年 1 回）、歌のコンサート（年 1～2 回）等
- (4) 親子の交流と子どもの集団活動の場を保護者の意見や主体性を反映させる幼児グループを 1 年間通して行う。
 - ① 1 歳児グループ（令和 5 年 4 月 2 日から令和 6 年 4 月 1 日生まれの子ども対象）
8 月を除く毎週金曜日 午前 10 時から午前 11 時 30 分
 - ② 2 歳児グループ（令和 7 年 4 月 1 日時点で 2 歳以上の子ども対象）
8 月を除く毎週火曜日 午前 10 時から午前 11 時 30 分
 - ③地域のボランティア及び農生産者の協力を得て、親子の交流のための講座や芋ほり等を行う。
- (5) 地域のボランティア等の協力を得ながら、幼稚園児世代（3 歳児から 6 歳児）を対象とした保護者同伴での工作・食育の事業を行う。
ロビンソンクラブ 年 9 回

2 小学生に対する事業

- (1) 小学生を対象とした通年での開館時間の延長を行う。
 - ① 小学校 4 年生以上 午後 5 時 3 0 分まで
 - ② 小学校 3 年生以下 保護者の事前申し込み（当日も可）のみ同上
- (2) 小学生の異年齢での交流を目的として、工作・料理・レクリエーション等の内容で、グループ活動を 8 月を除く通年で行う。
 - ① 低学年グループ（通称 火曜・金曜クラブ 小学校 1 年生～3 年生対象）
毎週火曜日 午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
 - ② 高学年グループ（通称 水曜クラブ 小学校 4 年生以上）
毎週水曜日 午後 3 時 3 0 分から午後 5 時まで
- (3) 地域のボランティアや中・高校生世代ボランティア等の協力を得ながら、工作・食育等の事業を定例的又は季節ごとに行う。
 - ① 工作・食育
なんでもつくろう（隔月 1 回）
 - ② 手芸・工作
クラフトの日（隔月 1 回）
 - ③ 食育
お菓子又は料理を作ろう（年 4 回程度）
 - ④ その他
新一年生歓迎会（4 月）、夏休み特別事業（8 月）、えんにち（3 月）、緑町おもちゃ病院（8 月を除く毎月 1 回）、他未定
- (4) 夏休みの前半にグループワークでの創作活動や宿泊を基本とした「夏期クラブ」を 5 日間行う（7 月）。
- (5) アウトドア体験等を中心とした野外事業（遠足・サイクリング等）を季節に合わせ年数回行う。

3 中・高校生世代に対しての施策

- (1) 中・高校生世代の居場所として、月 1 回午後 7 時 3 0 分まで事業を行う（通称「N i g h t M I D O R I」）。事業内容については、毎月子どもたちの意見を聞きながら計画する。（7・8 月を除く毎月第 3 水曜日）
- (2) 活動室を中・高校生世代の優先的な居場所とする。
- (3) 中・高校生世代を地域のボランティアとして、夏期クラブや子育てひろば事業等、多くの事業で受け入れる。また夏期クラブについては、事前に彼らの意見を聞く場を設ける。

4 相談事業、地域連携事業

- (1) 地域子育て相談機関として、保護者や子どもたちからの相談に対応する。
- (2) 地域の子どもたちに関する情報交換のための地域懇談会を、近隣の緑小学校・小金井第三小学校の地域コーディネーター、利用者（保護者）と年 2 回行う。
- (3) 児童館で活動する小学生から中・高校生世代までの利用者や地域ボランティアと共同して、年度末に「子どもえんにち」を行う。（3 月）
- (4) 青少年健全育成北部地区委員会が主催する事業への援助要請に対しては、できる範囲で協力する。

避難訓練等の年間スケジュール

月	テーマ・取組	参加予定者
4月	自火報設備及び放送機器活用訓練	☒ 職員 ☐ 利用者 ☐ その他（ ）
	自火報及び放送機器の作動方法の確認	
5月	地震・火災等による避難訓練（乳幼児）	☒ 職員 ☒ 利用者 ☐ その他（ ）
6月	地震・火災等による避難訓練（小学生以上）	☒ 職員 ☒ 利用者 ☒ その他（併設施設 ）
7月	熱中症対策訓練	☒ 職員 ☐ 利用者 ☐ その他（ ）
	熱中症対策の確認及びフロー図の確認	
8月	災害時初動対応訓練	☒ 職員 ☐ 利用者 ☐ その他（ ）
	災害時の初動体制の確認や徒歩で職場に行く際の経路等の確認	
9月	災害用伝言ダイヤル活用訓練	☒ 職員 ☐ 利用者
10月	地震・火災等による避難訓練（乳幼児）	☒ 職員 ☒ 利用者 ☐ その他（ ）
	（乳幼児家庭の防災に関する訓練含む）	
11月	不審者対応訓練	☒ 職員 ☒ 利用者 ☒ その他（併設施設 ）
	避難経路確認訓練	☒ 職員 ☐ 利用者 ☐ その他（ ）
	避難経路の確認や消火器の位置、経路図の確認、防災計画の見直し	
12月	業務継続計画に則った想定訓練	☒ 職員 ☐ 利用者 ☐ その他（ ）
	BCPを見直すとともに災害が起きた想定を行い、どういう風に業務を継続していくかを想定する訓練	
1月	応急救護訓練	☒ 職員 ☐ 利用者 ☐ その他（ ）
	心肺蘇生法（CPR）やAEDの使い方、止血法、骨折の固定、搬送方法や誤嚥時の対処法などを学ぶ	
2月	地震・火災等による避難訓練（乳幼児）	☒ 職員 ☒ 利用者 ☐ その他（ ）
3月	地震・火災等による避難訓練（小学生以上）	☒ 職員 ☒ 利用者 ☒ その他（併設施設 ）

児童館職員研修年間スケジュール（令和7年度）

日にち	テーマ・取組
5月15日（木）	AED・CPR訓練
6月19日（木）	情報交換研修①
6月30日（月）	市民協働に向けて、子どもの子育て・健全育成における地域の活力を知る
7月1日（火）	子どもの権利に関する研修
9月18日（木）	情報交換研修②
10月16日（木）	障がい児に関する研修
10月29日（水）	きらり全体会
10月31日（金）	相談対応のポイント～寄り添う、つなぐ～
12月2日（火）	看護師による講演会
1月15日（木）	児童福祉、児童臨床心理学の専門家の講演会 （ルーテル大学教授）

4 児童館利用に関すること

(1) 利用状況

4 館合計

(単位：人)

月別 内訳		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
乳幼児		945	862	1,098	842	597	1,222	1,422	1,309	1,171	1,061	1,137	1,003	12,669
小学生	1 年	313	408	493	576	218	529	584	584	495	531	532	631	5,894
	2 年	618	684	755	875	448	664	803	711	515	612	657	780	8,122
	3 年	685	679	872	870	448	765	906	863	641	687	726	847	8,989
	4 年	1,166	935	833	1,110	690	821	1,073	867	784	745	718	1,131	10,873
	5 年	978	926	927	1,120	634	970	1,198	876	684	655	586	757	10,311
	6 年	949	915	804	971	576	919	1,183	940	893	825	902	1,093	10,970
	小計	4,709	4,547	4,684	5,522	3,014	4,668	5,747	4,841	4,012	4,055	4,121	5,239	55,159
中学生	1 年	545	282	188	334	362	139	157	63	129	116	123	263	2,701
	2 年	353	244	173	389	226	146	175	156	253	204	157	234	2,710
	3 年	81	51	40	76	29	15	43	23	5	9	51	156	579
	小計	979	577	401	799	617	300	375	242	387	329	331	653	5,990
高校生	1 年	32	31	26	44	32	20	13	11	9	13	24	65	320
	2 年	22	3	30	78	36	11	8	17	34	6	9	19	273
	3 年	7	10	8	64	39	2	8	11	18	8	20	35	230
	小計	61	44	64	186	107	33	29	39	61	27	53	119	823
大 人		1,237	937	1,166	1,188	603	1,296	1,578	1,379	1,232	1,082	1,243	1,209	14,150
合 計		7,931	6,967	7,413	8,537	4,938	7,519	9,151	7,810	6,863	6,554	6,885	8,223	88,791

ア 本町児童館

(単位：人)

月別 内訳		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳幼児		214	188	220	146	90	258	285	274	258	235	225	181	2,574
小学生	1年	81	85	86	96	44	150	156	126	133	132	118	176	1,383
	2年	132	130	129	148	86	109	153	128	101	116	91	162	1,485
	3年	204	219	202	201	127	187	186	160	131	156	160	204	2,137
	4年	245	146	131	241	166	167	300	209	179	186	152	250	2,372
	5年	366	384	386	400	182	399	489	369	300	252	213	237	3,977
	6年	314	317	294	294	229	265	339	290	324	307	374	360	3,707
	小計	1,342	1,281	1,228	1,380	834	1,277	1,623	1,282	1,168	1,149	1,108	1,389	15,061
中学生	1年	85	21	22	50	38	12	28	19	31	11	24	51	392
	2年	13	0	1	33	3	0	1	0	2	0	5	8	66
	3年	26	4	7	25	6	1	2	8	3	1	9	36	128
	小計	124	25	30	108	47	13	31	27	36	12	38	95	586
高校生	1年	0	1	0	5	1	0	1	0	1	0	0	1	10
	2年	1	0	1	8	4	2	0	0	0	0	0	0	16
	3年	1	0	0	10	3	0	1	0	1	0	0	2	18
	小計	2	1	1	23	8	2	2	0	2	0	0	3	44
大人		373	188	224	228	94	268	337	274	251	240	231	230	2,938
合計		2,055	1,683	1,703	1,885	1,073	1,818	2,278	1,857	1,715	1,636	1,602	1,898	21,203
開館日数		24	23	24	25	25	22	25	23	22	21	21	24	279

イ 東児童館

(単位：人)

月別 内訳		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳幼児		385	393	456	330	324	463	538	511	530	443	460	481	5,314
小学生	1年	134	237	302	310	116	271	277	299	243	252	290	287	3,018
	2年	230	263	279	281	86	221	272	229	155	211	220	237	2,684
	3年	223	219	280	224	141	244	294	246	207	211	242	242	2,773
	4年	424	350	306	318	161	241	292	223	257	188	187	343	3,290
	5年	262	166	212	293	153	228	245	186	165	126	154	195	2,385
	6年	259	221	185	277	122	246	352	283	265	224	200	280	2,914
	小計	1,532	1,456	1,564	1,703	779	1,451	1,732	1,466	1,292	1,212	1,293	1,584	17,064
中学生	1年	35	3	7	7	4	2	0	0	0	0	1	7	66
	2年	47	64	44	103	53	54	70	82	65	57	45	70	754
	3年	0	0	2	8	7	0	16	2	0	1	0	7	43
	小計	82	67	53	118	64	56	86	84	65	58	46	84	863
高校生	1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	2年	6	1	3	15	1	2	3	6	3	0	0	7	47
	3年	6	9	8	33	18	2	7	4	8	0	4	25	124
	小計	12	10	11	48	19	4	10	10	11	0	4	33	172
大人		393	407	447	394	288	459	541	534	538	448	485	531	5,465
合計		2,404	2,333	2,531	2,593	1,474	2,433	2,907	2,605	2,436	2,161	2,288	2,713	28,878
開館日数		24	23	24	25	25	22	25	23	22	21	21	24	279

ウ 貫井南児童館

(単位：人)

月別 内訳		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳幼児		178	112	144	144	87	199	239	194	170	156	176	135	1,934
小学生	1年	61	24	38	59	25	34	72	46	74	81	53	75	642
	2年	171	161	182	257	127	150	221	186	175	171	198	191	2,190
	3年	107	67	124	146	60	87	161	130	85	62	93	106	1,228
	4年	393	301	273	367	251	286	317	252	230	240	213	304	3,427
	5年	207	165	151	199	110	139	254	184	143	182	126	148	2,008
	6年	215	190	151	217	126	260	313	188	180	191	174	268	2,473
	小計	1,154	908	919	1,245	699	956	1,338	986	887	927	857	1092	11,968
中学生	1年	195	145	121	213	195	89	93	28	51	59	59	122	1,370
	2年	216	136	99	179	72	55	81	50	151	121	96	142	1,398
	3年	53	39	29	40	15	14	25	12	2	2	36	77	344
	小計	464	320	249	432	282	158	199	90	204	182	191	341	3,112
高校生	1年	32	29	26	34	31	20	12	11	8	12	23	63	301
	2年	13	1	16	26	14	6	5	11	21	2	6	6	127
	3年	0	0	0	3	5	0	0	6	2	0	2	0	18
	小計	45	30	42	63	50	26	17	28	31	14	31	69	446
大人		305	157	205	336	126	235	331	218	210	159	191	167	2,640
合計		2,146	1,527	1,559	2,220	1,244	1,574	2,124	1,516	1,502	1,438	1,446	1,804	20,100
開館日数		24	23	24	25	25	22	25	23	22	21	21	24	279

エ 緑児童館

(単位：人)

月別 内訳		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳幼児		168	169	278	222	96	302	360	330	213	227	276	206	2,847
小学生	1年	37	62	67	111	33	74	79	113	45	66	71	93	851
	2年	85	130	165	189	149	184	157	168	84	114	148	190	1,763
	3年	151	174	266	299	120	247	265	327	218	258	231	295	2,851
	4年	104	138	123	184	112	127	164	183	118	131	166	234	1,784
	5年	143	211	178	228	189	204	210	137	76	95	93	177	1,941
	6年	161	187	174	183	99	148	179	179	124	103	154	185	1,876
	小計	681	902	973	1,194	702	984	1,054	1,107	665	767	863	1,174	11,066
中学生	1年	230	113	38	64	125	36	36	16	47	46	39	83	873
	2年	77	44	29	74	98	37	23	24	35	26	11	14	492
	3年	2	8	2	3	1	0	0	1	0	5	6	36	64
	小計	309	165	69	141	224	73	59	41	82	77	56	133	1,429
高校生	1年	0	1	0	5	0	0	0	0	0	1	1	0	8
	2年	2	1	10	29	17	1	0	0	10	4	3	6	83
	3年	0	1	0	18	13	0	0	1	7	8	14	8	70
	小計	2	3	10	52	30	1	0	1	17	13	18	14	161
大人		166	185	290	230	95	334	369	353	233	235	336	281	3,107
合計		1,326	1,424	1,620	1,839	1,147	1,694	1,842	1,832	1,210	1,319	1,549	1,808	18,610
開館日数		24	23	24	25	25	22	25	23	22	21	21	24	279

(2) 活動状況

ア 本町児童館

(ア) 乳幼児対象事業

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
子育てひろば事業 乳幼児のつどい	126	3,413
子育て相談会・講習会・各種行事	51	1,084
幼児グループ	36	462
幼児グループ子育て講座「リトミックの日」	1	14

(イ) 小学生以上対象事業 (幼＝未就学児も対象とした事業)

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
小学生グループ 低学年グループ	64	1,191
小学生グループ 高学年グループ	36	611
夏期クラブ (宿泊・野外活動を伴う夏期行事)	1	60
本町ゲームショウ	4	29
スポーツの日	4	35
ボードゲームの日 幼	4	13
本町工作道場 幼	6	116
本町アートファクトリー (ボランティア協力による工作)	6	133
本町卓球教室	11	71
本町Tリーグ	2	21
ビック・ブック (大きな絵本の読み聞かせ) 幼	4	155
本町ダンス・ラボ (ボランティア協力によるダンス教室)	2	14
本町マンガ・ラボ (ボランティア協力によるマンガ教室)	1	8
本町アート・ラボ (ボランティア協力による工作)	1	20
新1年生歓迎会	1	67
遠足	3	73

(ウ) 中・高校生世代対象事業

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
本町キャラバン (中・高校生世代交流会)	3	45
夏期クラブリーダー会	2	23
異世代交流事業 (夏休み子育てひろばボランティア)	3	7

(エ) その他

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
子どもえんにち	1	254
利用者懇談会	1	7
おもちゃ病院	11	52
防災避難訓練及び不審者対応訓練 (内3回ほんちょう学童保育所合同)	6	555

イ 東児童館

(ア) 乳幼児対象事業

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
子育てひろば事業 常設子育てひろば	279	7,738
子育て相談会・講習会・各種行事	84	1,794
1歳児グループ	18	628
幼児グループ	62	734
幼児グループ運動会	1	37
子育てセミナー	2	43
おいでよ! 3・4・5・6	10	117
親子でつくろう!	1	10

(イ) 小学生以上対象事業 (幼＝未就学児も対象とした事業)

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
小学生グループ 低学年グループ	62	1,156
小学生グループ 高学年グループ	32	282
夏期クラブ (宿泊を伴う夏期行事)	1	60
マンガイラスト教室	6	61
わくわくキッズ (工作・料理) 幼	5	117
おはなし会 (絵本読み聞かせ、工作) 幼	10	175
ひがじクラフト道場	6	46
料理をしよう	2	23
遠足	4	81
新一年生歓迎会	1	24
おばけ屋敷	1	93
ハロウィンパーティー	1	33
やってみよう! 焼き芋体験 幼	1	16
ひがじ卓球教室	6	39
エクストリームけん玉教室	6	47
赤ちゃんと遊ぼう (小学生と乳幼児のふれあい事業)	1	4

(ウ) 中・高校生世代対象事業

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
中・高校生世代対象夜間開館事業	48	390
夏期クラブリーダー会	2	19
とびだせ! 中高生	2	11
とまるぜ! 中高生	2	31

(エ) その他

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
利用者懇談会	1	20
おもちゃ病院	9	28
専門相談事業 (子育て相談)	12	5
専門相談事業 (思春期相談)	12	29
子ども縁日	1	339
東児童館運営会議	3	23
避難訓練 (内3回たまむし学童保育所合同)	6	170

ウ 貫井南児童館

(ア) 乳幼児対象事業

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
子育てひろば事業 乳幼児のつどい (土曜日事業を含む)	126	2,086
子育て相談会・講習会・各種行事	53	1,024
幼児グループ	75	680
あそぼうキッズ (3～5歳児対象の親子での創作活動)	12	170

(イ) 小学生以上対象事業 (幼＝未就学児も対象とした事業)

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
小学生グループ 低学年グループ	35	577
小学生グループ 高学年グループ	38	329
夏期クラブ (宿泊・野外活動を伴う夏期行事)	1	63
ぬくいギネスの日 (記録に挑戦する各種遊び)	12	139
ヌクイタイム (自由来館者同士の遊びでの交流)	10	56
つくろうデー (小学校低学年児童対象行事)	10	139
将棋に挑戦	11	38
天体観測会	1	28
エプロンキッズ	11	204
地域連携野菜収穫祭り 幼	1	93
パネルシアター、人形劇鑑賞 (新1年生歓迎会、クリスマス会)	2	55
遠足 (小学生グループの遠足を含む)	4	62
ジャグリング講座 (公民館合同事業)	1	10
ミニゴーストハンティング (地域オリエンテーリング)	1	20

(ウ) 中・高校生世代対象事業

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
中・高校生世代対象夜間開館事業	42	572
バンド室施設利用	96	193
夜間開館事業内の行事	21	217
ティーンズ合宿2025 (中・高校生世代合宿)	1	9
夏期クラブリーダー会 (準備会、反省会)	4	37
市民文化祭出演 (リハーサル、出演当日)	2	12

(エ) その他

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
利用者懇談会	1	6
地域懇談会	2	11
おもちゃ病院	11	29
年度末ライブ	1	22
ヌクイ祭	1	280
防災避難訓練及び不審者対応訓練	3	42

エ 緑児童館

(ア) 乳幼児対象事業

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
子育てひろば 乳幼児のつどい ほのぼのサロン	238	4,681
子育て相談会・講習会・各種行事	59	1,163
幼児グループ	34	363
幼児グループセミナー (親子リトミック)	1	6
ロビンソンクラブ (幼稚園児世代対象)	8	139

(イ) 小学生以上対象事業 (幼＝未就学児も対象とした事業)

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
小学生グループ 低学年グループ	63	1,100
小学生グループ 高学年グループ	25	306
夏期クラブ (宿泊・野外活動を伴う夏期行事)	1	60
なんでも作ろう (工作・調理)	8	116
クラフトの日 (工作)	8	96
お菓子作り (調理)	3	44
新1年生歓迎会	1	11
遠足	3	76
エコクッキング (調理)	1	4
夏休みマジックショー&体験会	1	14
ロビンソンクラブ・なんでも作ろうイベント 幼	2	98

(ウ) 中・高校生世代対象事業

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
夏の野外料理講習会	1	14
夏期クラブリーダー会	2	15
N i g h t M I D O R I (中・高校生世代交流会)	3	37

(エ) その他

主な事業内容	回数 (回)	参加人数(人)
利用者懇談会	1	3
地域懇談会	2	10
おもちゃ病院	11	40
じどうかんえんにち	1	235
防災避難訓練及び不審者対応訓練 (内3回みどり学童保育所合同)	6	402

オ 移動児童館「わんぱく号」

月 日	事業内容	場所	参加人数（人）
4. 2 0	春のお団子作り	都立武蔵野公園	55
5. 1 8	染物体験でなんでも染めちゃおう		42
6. 1 5	水鉄砲を作って遊ぼう		63
9. 2 1	巨大滑り台で遊ぼう		44
1 1. 1 6	焼き芋と集団遊びをしよう！		77
1 2. 2 1	逃走中と鍋づくり		48
1. 1 8	燻製づくりと超ロング糸電話選手権		45
2. 1 5	わんぱく餅つき大会		59
3. 2 2	あそぼうパン作りをしよう		64
			合計

カ 小金井市児童館四館合同事業

(ア) わんぱく団

期 間	事業内容	場所	参加人数（人）
6日間	廃材で小屋作り、どろんこ合戦、キャンプ、他	都立武蔵野公園	69

(イ) みたい！ききたい！あそびたい！じどうかんフェスティバル2024

月 日	事業内容	場所	参加人数（人）
12. 1	各児童館の子どもスタッフによる飲食店やゲーム等のブースの出展、子どもたちによるダンスや演奏等のステージ発表（事業当日）	小金井第三小学校	731（参加人数） 125（子どもスタッフ 及びボランティア）
各児童館 計36回	じどうかんフェスティバルに向けての会議、各ブースの内容決めや物品の作成、提供物の試作（子ども会議・事前準備）	市内各児童館	414

(ウ) 中・高校生世代交流会

月 日	事業内容	場所	参加人数（人）
5. 5	様々な競技で戦い、種目ごとの順位で食材を選ぶ。選んだ食材でどの児童館がよりおいしい料理を作れるか競う	都立武蔵野公園	17
12. 26	中・高校生世代が事前に競技や大会の進め方を話し合い、当日の進行なども中高校生世代が行ったスポーツ大会	総合体育館大体育室	47

(エ) 児童館中・高校生世代及び大人ボランティア対象会議（わんぱく団の準備会）

月 日	事業内容	場所	参加人数（人）
7. 12	令和6年度わんぱく団の説明等	貫井南児童館遊戯室	10

5 児童館運営審議会

回数	開催日	議題
第1回	9. 17	1 児童館事業について 2 児童館のあり方検討について
第2回	3. 14	1 令和7年度児童館事業計画について 2 児童館のあり方検討について

Q1 通学先の学校の所在地について

(回答数:中905、高36)

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
市内	371	344	190	13	13	10	941
市外	0	0	0	0	0	0	0
回答数	371	344	190	13	13	10	941

Q2 学年

	回答数
中学校 1 年生	371
中学校 2 年生	344
中学校 3 年生	190
高校 1 年生	13
高校 2 年生	13
高校 3 年生	10
合計	941

Q3 住所

(回答数:中905、高36)

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
梶野町	1	1	2	0	0	2	6
関野町	0	0	0	0	0	0	0
緑町	3	2	1	0	0	1	7
本町	68	56	36	0	1	1	162
桜町	11	6	10	0	0	0	27
東町	76	77	51	1	0	1	206
中町	66	60	4	0	1	1	132
前原町	48	53	1	0	4	0	106
貫井南町	4	3	2	0	1	0	10
貫井北町	86	78	76	0	1	1	242
その他	8	8	7	12	5	3	43
回答数	371	344	190	13	13	10	941

Q4 あなたが中学生（高校生）になってから小金井市の児童館を利用したことがありますか？

(回答数:中905、高36)

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
利用したことがある	103	78	55	0	1	3	240
利用したことがない	268	266	135	13	12	7	701
回答数	371	344	190	13	13	10	941

Q5 利用したことのある児童館はどこですか？

(回答数:中236、高4)

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
本町児童館	39	35	23	0	0	0	97
東児童館	42	23	31	0	0	2	98
貫井南児童館	22	17	0	0	1	0	40
緑児童館	0	3	1	0	0	1	5
回答数	103	78	55	0	1	3	240

Q6 児童館をどのくらいの頻度で利用していますか？（最も近いものを1つ選んでください）

（回答数:中236、高4）

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
週に1回以上	18	4	4	0	0	0	26
月に2～3回程度	13	4	1	0	0	0	18
月1回程度	25	8	9	0	0	0	42
年に数回程度（年に1～5回程度）	42	34	16	0	1	2	95
ほとんど利用していない（年に1回未満）	5	28	25	0	0	1	59
回答数	103	78	55	0	1	3	240

Q7 児童館を利用する時間帯について、あてはまるものをすべて選んでください。（平日・土曜日ともに複数選択可）

（回答数:中236、高4）

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
平日の午前（～12:00ごろ）	4	3	2	0	0	0	9
平日の午後（12:00～17:00ごろ）	60	38	21	0	1	2	122
平日の夕方・夜間（17:00以降）	46	17	20	0	1	0	84
土曜日の午前（～12:00ごろ）	14	18	8	0	1	0	41
土曜日の午後（12:00～17:00ごろ）	47	34	26	0	0	1	108
回答数	171	110	77	0	3	3	364

Q8 児童館への来館方法について、最も多い方法の一つを選んでください。

（回答数:中236、高4）

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
徒歩	10	15	16	0	0	2	43
自転車	93	63	39	0	1	1	197
公共交通機関	0	0	0	0	0	0	0
車での送迎	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
回答数	103	78	55	0	1	3	

Q9 児童館での主な過ごし方について（いくつでも可）

（回答数:中236、高4）

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
児童館行事への参加	38	8	12	0	0	0	58
一人で遊ぶ	11	5	3	0	0	1	20
友だちと遊ぶ	95	66	47	0	0	2	210
児童館の職員と遊ぶ	17	8	6	0	0	0	31
運動・スポーツをする	50	29	13	0	0	0	92
児童館の職員や友だちに相談する	4	2	0	0	0	0	6
本を読む	11	9	7	0	0	2	29
なんとなく過ごす（特に目的はない）	36	24	13	0	0	2	75
地域活動への参加	5	7	1	0	0	0	13
交流	8	7	3	0	0	0	18
ボランティア活動への参加	15	5	6	0	0	0	26
その他	5	4	4	0	1	0	14
回答数	295	174	115	0	1	7	592

【その他の主な内容】・勉強5件・ゲーム3件・料理2件・雑談1件・スポーツ1件
・バンド練習（防音室の利用）2件

Q10 児童館の好きなところや利用しづらいと思うところを教えてください（自由記載）

[好きなところ] (回答数:中153、高0)

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
1職員が優しい（フレンドリー等）	17	10	8	0	0	0	35
2自由な遊びができる（自由で楽しい）	26	20	14	0	0	0	60
3遊び方（道具）が豊富等	24	5	8	0	0	0	37
4異年齢交流（みんなと仲良くなれる）	7	7	5	0	0	0	19
5イベントがある等	4	1	4	0	0	0	9
6勉強する空間（静かな・のんびり等）	3	1	0	0	0	0	4
7中高生限定等	1	1	1	0	0	0	3
8施設（涼しい等）	4	3	2	0	0	0	9
9ボランティア等	1	0	0	0	0	0	1
回答数	87	48	42	0	0	0	177

集計不能（特になし等） 8 件

[利用しづらいと思うところ] 自由記述 (回答数:中120、高0)

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
1Wi-Fiがない	10	2	0	0	0	0	12
2うるさい	10	4	3	0	0	0	17
3施設が古い（汚い等）	1	4	0	0	0	0	5
4施設が小さい（人が多い、狭い等）	8	6	4	0	0	0	18
5遊び（道具）が少ない等	6	2	1	0	0	0	9
6自由に遊べるので危ない（小さな子がいる等）	5	0	1	0	0	0	6
7閉館時間が早い	0	2	2	0	0	0	4
8入りにくい（小学生が多い等）	2	1	4	0	0	0	7
9その他（要望等）	5	3	3	0	0	0	11
回答数	47	24	18	0	0	0	89

集計不能（特になし等） 3 8 件

Q11 あなたが児童館を利用していない理由として、あてはまるものをすべて選んでください。（複数選択可）

(回答数:中669、高32)

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
中高生向けの活動や設備が少なく、魅力を感じないから	70	92	44	1	4	2	213
小学生向けの施設だと思っているから	62	92	50	2	9	5	220
小さな子どもが多くて利用しづらいから	65	87	44	2	4	2	204
部活動や習い事などで時間がないから	188	191	93	5	3	5	485
施設が狭くて居心地がよくないから	24	29	11	0	1	1	66
日曜日や夜間に開館している施設が少ないから	18	25	9	1	0	1	54
Wi-Fiなどの設備が整っていないから	48	47	22	1	0	0	118
その他	68	46	15	7	0	0	136
回答数	543	609	288	19	21	16	1,496

【その他の主な内容】・そもそも行ったことがない
・勉強するスペースがない
・すでにできあがっている雰囲気があるから

Q12 児童館以外で、ふだんよく遊んだり過ごしたりする場所はどこですか？（あてはまるものをすべて選んでください）

（回答数:中905、高36）

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
自分の家	300	256	139	11	11	7	724
友だちの家	169	131	65	4	3	1	373
学校（放課後など）	83	61	23	6	7	5	185
公園や広場	166	130	63	5	1	4	369
図書館	56	56	39	1	0	1	153
スポーツセンターや体育館	58	38	19	3	1	2	121
商業施設（ショッピングモール、カフェなど）	94	132	61	9	6	6	308
ゲームセンター	65	94	38	5	1	2	205
コンビニの前などのたまり場	21	25	8	2	0	1	57
その他	16	20	10	0	0	1	47
回答数	1028	943	465	46	30	30	2,542

【その他の主な内容】・他の商業施設 2 5 件 ・他の公共施設 5 件 ・街の散策 4 件
・塾（習い事） 8 件 ・公園等 1 件 ・不明 4 件

Q13 児童館に「こんな施設や取り組みがあったら行ってみたい」と思うものがあれば教えてください。（あてはまるものをすべて選んでください）

（回答数:中905、高36）

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
静かに使える勉強スペース	160	149	102	5	6	7	429
音楽を自由に聴けるスペース	128	121	54	1	2	0	306
楽器が使える音楽スタジオ	64	70	39	2	1	1	177
ダンスができるスタジオ	37	40	15	0	0	0	92
スポーツができる設備（体育館、運動場など）	204	174	82	6	4	1	471
学習のサポート（質問対応、教えてくれる人がいるなど）	52	37	34	1	2	0	126
お菓子や飲み物を持ち込めるリラックススペース	232	179	80	3	4	2	500
中高生向けのイベントや企画がたくさんある施設	113	83	37	1	2	0	236
その他	19	16	6	1	1	1	44
回答数	1009	869	449	20	22	12	2,381

【その他の主な内容】・希望なし等 1 9 件 ・ゲーム、アニメ関連 7 件 ・カラオケ 2 件 ・参考書等 2 件
・Wi-Fiの設置 5 件 ・ドリンクバー（お菓子イベント） 2 件
・身体を動かせる施設 2 件 ・新たな児童館（武蔵野プレイス） 2 件
・緊張とかストレスがない（何でも許してくれる） 3 件

Q14 貫井南児童館の音楽スタジオが無料で使えることを知っていますか？

（回答数:中905、高36）

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
知っている	17	24	8	0	3	1	53
知らない	354	320	182	13	10	9	888
回答数	371	344	190	13	13	10	

Q15 貫井南児童館の音楽スタジオを使用したことはありますか

（回答数:中49、高4）

	回答数						
	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
ある	4	9	1	0	1	0	15
ない	13	14	7	0	2	1	37
未回答		1					
回答数	17	23	8	0	3	1	

小金井市児童館の利用に関するアンケート（中学生・高校生対象）

アンケートへのご協力をお願い

小金井市では、今後の児童館の運営とサービスの向上に向けて、児童館のあり方（開館時間、設備及び事業内容等）を検討しています。

今後の児童館のあり方について、利用されるみなさん（中学生・高校生）のご意見をお伺いするアンケートを実施します。ぜひご協力をお願いします。【スマホやPCから回答する

当てはまる回答に☑または記入をお願いします。 場合はこちらから】

【URL : <https://logoform.jp/form/pCd3/1114264>】



設問1 通学先の学校の所在地について

☐ 市内 ☐ 市外（ ）

設問2 学年

☐ 中学1年生 ☐ 中学2年生 ☐ 中学3年生 ☐ 高校1年生 ☐ 高校2年生 ☐ 高校3年生

設問3 住所

☐ 梶野町 ☐ 関野町 ☐ 緑町 ☐ 本町 ☐ 桜町 ☐ 東町 ☐ 中町 ☐ 前原町
☐ 貫井南町 ☐ 貫井北町 ☐ 市外（ ）

設問4 中学生（高校生）になってから小金井市の児童館を利用したことがありますか？

☐ 利用したことがある ☐ 利用したことがない

※「利用したことがない」と回答した方は、設問11以下へ

設問5 利用したことの児童館はどこですか？

☐ 本町児童館 ☐ 東児童館 ☐ 貫井南児童館 ☐ 緑児童館

設問6 児童館をどのくらいの頻度で利用していますか？（最も近いものを1つ選んでください）

☐ 週に1回以上 ☐ 月に2～3回程度 ☐ 月1回程度
☐ 年に数回程度（年に1～5回程度） ☐ ほとんど利用していない（年に1回未満）

設問7 児童館を利用する時間帯について、あてはまるものをすべて選んでください。（平日・土曜日ともに複数選択可）

☐ 平日の午前（～12：00ごろ） ☐ 平日の午後（12：00～17：00ごろ）
☐ 平日の夕方・夜間（17：00以降）
☐ 土曜日の午前（～12：00ごろ） ☐ 土曜日の午後（12：00～17：00ごろ）

設問8 児童館への来館方法について、最も多い方法を一つ選んでください。

☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ 公共交通機関 ☐ 車での送迎 ☐ その他（ ）

設問9 児童館での主な過ごし方について（いくつでも可）

☐ 児童館行事への参加 ☐ 一人で遊ぶ ☐ 友だちと遊ぶ ☐ 児童館の職員と遊ぶ
☐ 運動・スポーツをする ☐ 児童館の職員や友だちに相談する ☐ 本を読む
☐ なんとなく過ごす（特に目的はない） ☐ 地域活動への参加 ☐ 交流
☐ ボランティア活動への参加 ☐ その他（ ）

設問10 児童館の好きなところや利用しづらいと思うところを教えてください（自由記載）

☐ 好きなところ

[]

☐ 利用しづらいと思うところ

[]

設問 1 1 あなたが児童館を利用していない理由として、あてはまるものをすべて選んでください。(複数選択可)

※ 設問 4 で「児童館を利用したことがない」と回答した方だけ回答してください。

- ☐ 中高生向けの活動や設備が少なく、魅力を感じないから
☐ 小学生向けの施設だと思っているから
☐ 小さな子どもが多くて利用しづらいから
☐ 部活動や習い事などで時間がないから
☐ 施設が狭くて居心地がよくないから
☐ 日曜日や夜間に開館している施設が少ないから
☐ Wi-Fi などの設備が整っていないから
☐ その他 ()

設問 1 2 児童館以外で、ふだんよく遊んだり過ごしたりする場所はどこですか？(あてはまるものをすべて選んでください)

- ☐ 自分の家 ☐ 友だちの家 ☐ 学校(放課後など) ☐ 公園や広場 ☐ 図書館
☐ スポーツセンターや体育館 ☐ 商業施設(ショッピングモール、カフェなど)
☐ ゲームセンター ☐ コンビニの前などのたまり場 ☐ その他

設問 1 3 児童館に「こんな施設や取り組みがあったら行ってみたい」と思うものがあれば教えてください。(あてはまるものをすべて選んでください)

- ☐ 静かに使える勉強スペース ☐ 音楽を自由に聴けるスペース
☐ 楽器が使える音楽スタジオ ☐ ダンスができるスタジオ
☐ スポーツができる設備(体育館、運動場など)
☐ 学習のサポート(質問対応、教えてくれる人がいるなど)
☐ お菓子や飲み物を持ち込めるリラックススペース
☐ 中高生向けのイベントや企画がたくさんある施設
☐ その他 ()

設問 1 4 貫井南児童館の音楽スタジオが無料で使えることを知っていますか

- ☐ 知っている ☐ 知らない

※「知っている」と回答した方は、設問 1 5 へ

設問 1 5 貫井南児童館の音楽スタジオを使用したことはありますか？

- ☐ ある ☐ ない

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

高校生のご兄弟がいる方は、ご兄弟にも、二次元バーコードからご協力をお願いします。



<このアンケートに関する問合せ先>

小金井市子ども家庭部児童青少年課

担当 児童青少年係 清水

電話 042-387-9847 (直通)

FAX 042-383-6577

メール s050699@koganei-shi.jp

今後の児童館運営に向けて
～児童館ガイドライン改正に伴う検討事項～

令和6年12月に児童館ガイドラインが改正され、以下の3点の役割が明記されたことに伴い、これらについて重点的に検討を行う。

1 子どもの権利について理解し、実現する場

児童館ガイドライン第1章総則「1 理念」及び「4 社会的責任」

2 ソーシャルワークを含めた福祉的課題の対応

児童館ガイドライン第3章児童館の機能・役割「3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」

3 中・高校生世代の居場所

児童館ガイドライン第4章児童館の活動内容「2 子どもの居場所の提供」

上記3点について検討を行うにあたり、「3 中・高校生世代の居場所」については、子ども目線での見直しが必要となることから、今後、中・高校生世代を対象に開館時間、設備及び事業内容等についてアンケート調査を行う。

こ成環第300号
令和6年12月3日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各中核市市長

こども家庭庁成育局長

児童館ガイドラインの改正について（通知）

児童館は、児童福祉施設として、こども・子育て支援及びこどもの健全育成の推進の役割を担っているところ、「こども基本法」（令和4年法律第77号）及び「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、こどもの居場所としての更なる機能強化が期待されている。これらを踏まえ、児童館ガイドラインを改正し、令和7年4月1日から運用することとしたので、通知する。

貴職におかれては、今般の改正内容について御了知の上、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知の運用開始に伴い、旧通知（「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知））は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

「児童館ガイドライン」（改正後全文）

第1章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）並びにこども基本法（令和4年法律第77号）の理念にのっとり、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるようこどもの育成に努めなければならない。

2 目的

児童館は、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

3 施設特性

(1) 施設の基本特性

児童館は、こどもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、権利の主体であることを実感しつつ、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① こどもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② こどもが遊ぶことができる。
- ③ こどもが安心してくつろぐことができる。
- ④ こども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なるこどもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ こどもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

(2) 児童館における遊び

こどもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。こどもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

(3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、こどもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを

踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

① 拠点性

児童館は、地域におけるこどものための拠点（館）である。

こどもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なるこども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、こどもの居場所となり、地域の拠点となる。

② 多機能性

児童館は、こどもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、こどものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについてこどもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、こどもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならずこどもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、こどもに関わる関係機関等と連携して、地域におけるこどもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

4 社会的責任

- (1) 児童館は、職員自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、活動や支援をする必要がある。
- (2) 児童館は、こどもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、こども一人ひとりの人格を尊重し、こどもに影響のある事柄に関して、こどもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (3) 児童館は、こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておき、事案発生時には適切に対応する必要がある。
- (4) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (5) 児童館は、こどもの利益に反しない限りにおいて、こどもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (6) 児童館は、こどもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 こども理解

本章では、児童館の対象となるこどもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、こどもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながらこどもの育成に努めることが求められる。

1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、こども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

2 児童期

6歳から12歳は、こどもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期のこどもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね6歳～8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳～10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね11歳～12歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等のこども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

1 遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進

こどもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、こどもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、権利の主体であることを実感し、自主性、社会性、創造性などを育んでいく。

児童厚生員は、こども一人ひとりと関わり、こどもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、こどもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員がこどもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、こども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりのこどもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

2 こどもの安定した日常の生活の支援

児童館は、こどもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、こどもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館がこどもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れたこどもが「来てよかった」と思え、利用しているこどもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れるこどもの心理と状況に気付き、こどもと信頼関係を築く必要がある。

3 こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切にソーシャルワークを展開すること。その際、児童館を利用するこどもや保護者の様子を観察することや、こどもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。これらを円滑に進めるための基盤は、児童館で展開される遊びである。遊びにより、こどもや保護者を惹きつけ、こどもの気持ちや、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくることができると考えられる。

4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

5 こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域のこどもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域のこどもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、こどもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

1 遊びによるこどもの育成

- (1) こどもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、こどもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、こどもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、こどもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にする。
- (3) こども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

2 こどもの居場所の提供

- (1) 児童館は、こどもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、開館時間等について、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館は、災害発生直後には、地域のこどもの一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、被災した地域のこどもの居場所・遊び場として機能するよう努めること。その際には、地域住民等との協働により、持続可能な活動を目指すこと。
- (4) こどもの多様なニーズを踏まえ、オンラインやSNSを活用した相談や交流等、新たな居場所づくりも検討すること。
- (5) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。
- (6) 児童館は、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されているため、地域住民等が行うこどもの居場所づくりについて、情報収集や助言、連携した取組の実施等を行うことを検討すること。その際、児童館の施設の利活用やプログラムの提供等も考えられる。

3 こどもの権利や意見を尊重した活動の実施

- (1) こどもたちが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること。また、保護者とこどもがともにこどもの権利について学ぶことができるように努めること。
- (2) こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見形成への支援・意見聴取を行い、意見反映に努めること。
- (3) 児童館の活動や地域の行事、多様な社会的活動にこどもが参加・参画して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (4) こどもの話し合いの場を計画的に設け、こども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (5) こどもの自発的活動を継続的に支援し、こどもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

4 配慮を必要とするこどもへの対応

- (1) 障害のあるこどもへの対応は、障害の有無にかかわらずこども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱えるこどもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) こどもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) こどもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) こどもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校、要保護児童対策地域協議会、その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な機関や居場所等につなぐ等の支援を行うこと。
- (7) 障害のあるこどもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めること。
- (8) インクルージョン（包容・参加）の観点から障害のあるこどもや、社会的・文化的な困難を抱えるこども等へ必要な配慮を行うこと。

5 子育て支援の実施

- (1) 保護者の子育て支援
 - ① こどもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
 - ② こどもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施

し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。

- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

(2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、こどもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、こどもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、こどもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等のこどもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じてこどもを生み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や児童館等を拠点とする地域組織活動等との連携を図りつつ行うこと。

(4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) NPO、関係機関等と連携を図り、こどもの権利に関する情報提供等の啓発に努める。
- (2) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々なこどもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (3) 児童館を利用するこどもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (4) こどもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、児童館等を拠点とする地

域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

- (5) 地域の児童遊園や公園、こどもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用するこどもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用するこどもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

8 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
 - ① 児童館に来館するこどもと放課後児童クラブに在籍するこどもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
 - ② 多数のこどもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
 - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブのこどもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

第 5 章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。

- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じこどもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、こどもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) こどもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- (2) こどもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じてこども一人ひとりとこども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要なこどもへの支援を行う。
- (4) 地域のこどもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、こどもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) こどもの活動の様子から配慮が必要とされるこどもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ① こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - ③ こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。

- ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
- ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持ち、利用者に公開すること。

5 児童館職員の研修

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。また、職員によるこどもの権利に関する学習の機会を保障することに努める。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験やこどもの意見、ニーズに応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員がこどもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。

児童館を管理監督する自治体は、本ガイドラインの全体を理解した上で、児童館の運営主体や児童館職員に対して、児童館ガイドラインの普及啓発や研修に努めること。また、児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
 - ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
 - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
 - ③ こどもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のあるこどもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

2 運営主体

- (1) 児童館の運営については、こどもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、こどもだけで

利用できる施設である特性を鑑みて、第三者評価の受審に努め、その評価結果は公表すること。

- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

3 運営管理

(1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となるこどもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

(2) 利用するこどもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用するこどもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

(3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、こどもの他、児童委員、社会福祉協議会、児童館等を拠点とする地域組織活動等の地域組織の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② こどもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、こどもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。

(4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用するこどもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、こどもや保護者の人権への配慮、こどもの権利擁護（事業所において児童虐待等が行われた際の対応を含む）、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
 - ア こどもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重とこどもの権利擁護
 - イ 虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
 - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
 - エ 業務上知り得たこどもや家族の秘密の守秘義務の遵守
 - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
 - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築

キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

(5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、こどもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

(6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

第7章 こどもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガ、交通事故の防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

児童館の運営主体は、本章の内容を理解し、設備運営基準に定められた安全計画の策定等をはじめとする取組を行い、適正な運営に努めることが求められる。

1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガ、置き去り事案の防止と対応

こどもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

また、児童館外での活動等において、公共交通機関を利用する場合や自動車を運行する場合は、こどもの乗車・降車の際に、視認に加え、点呼等で確実に所在を確認する。

(2) 交通事故の防止

利用者に対して遊びによる育成の一環として、交通安全について啓発し、交通事故を防止する。

(3) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。
- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ こどもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

(4) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

2 アレルギー対策

- (1) アレルギー疾患のあるこどもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤嚥事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、こどもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。また、業務継続計画を定めておくことが望ましい。なお、こどもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

4 防災・防犯対策

- (1) マニュアルの策定
災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関するマニュアル等を

策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

(2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置（学校 110 番・非常通報体制）や消火設備等（火災報知機、消火器）を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

(3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成 30 年 7 月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

(4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。また、業務継続計画において児童館の機能・役割の継続について検討し、こどもが安全に安心して過ごすことができる場等が確保されるよう配慮すること。

5 衛生管理

- (1) こどもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。
- (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、こどもの健康に配慮すること。
- (3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

6 性被害防止

性被害防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行うこと。また、こども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。

第 8 章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域のこどもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、こどもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

1 家庭との連携

- (1) こどもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- (2) こどもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要なこどもには、家庭とともに、学

校、こどもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校でのこどもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等こどもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) こどもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童館等を拠点とする地域組織活動、各種ボランティア団体等地域のこどもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室等の地域学校協働活動との連携を図ること。
- (6) 地域及び関係機関等とのネットワークを活用し、地域におけるこどもの居場所づくりの取組をコーディネート（情報収集・発信や調整等）することに努めること。

第9章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、こどもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。

本章では、これらを含めてこどもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

1 基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を

有し、こどもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、こどもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、こどもが利用しやすいようこどもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあつては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域のこどもの遊びの機会を提供することが望ましい。

2 県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- (2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (6) 県内児童館等を拠点とする地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くのこどもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、情報公開の上、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、こども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。
- (6) 災害発生時には、県内児童館やこどもの居場所、遊び場に対する支援を行うこと。都道府県域内の支援ネットワークづくりや県内児童館のない地域での遊びの提供、被災したこどもや保護者の保養等を検討すること。

※ 用語等について

- ・ 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、こどもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- ・ 性被害防止のための啓発においては、「生命（いのち）の安全教育」等の活用が考えられる。
- ・ 大型児童館については、設置運営要綱において3つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。